

保育士等確保対策検討会における関係団体ヒアリング説明資料

平成 27 年 11 月 16 日

公益社団法人全国私立保育園連盟

①保育士等を取り巻く現状認識

保育士資格の法定化等により、保育士に求められる職務が子どもの保育の他、保護者への子育ての助言指導や地域の子育て支援など増大している。また、8時間勤務のほとんどを子どもの保育業務に充てているため、記録の作成、行事や教材の準備などは時間外に行わざるを得ない状況である。それにも拘らず、給与面などの処遇は低いのが現状である。

②保育士等の確保を進めるに当たっての課題・要望

まずは、早急な給与改善が望まれる。今年3%の処遇改善を実施していただいたが、求人活動において大きな効果が得られていない。更なる給与改善を願いたい。

職員の定着化に向けては、前述の働き方の見直しが急務であり、研修機会の確保と併せて保育業務以外の職務に充てる時間を確保するための職員配置の改善が急務である。また、産業界全体に言えることではあるが、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている。前述のように家族支援も保育士の重要な業務とされる中で、保育士自らが結婚、出産、育児を経験できるような環境整備が急務と考える。とくに出産を機に退職する例も多い中で、産休・育休制度の完全実施など女性が働き続けられる環境を確保する必要がある。

③厚生労働省案に対する意見

○保育の担い手確保についてはこれまで国においても様々な手が打たれてきているが、待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手確保は喫緊の課題であり、より一層の対応が必要な状況である。

○このため、何より保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善(就業継続支援)となるよう検討を行うことが必要である。

○具体的には、前回※提案もあった朝夕の保育士配置の要件緩和等、保育士要件に係るものについて、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、本年中に先行して検討を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることとする等は考えられる。

※第1回保育士等確保対策検討会資料5「保育の担い手確保の取組強化」(H27.11.9)より

(緊急的な特例対応として)

○ただしこうした措置は、待機児童対策による受け皿の拡大が一段落するまで継続して実施することとして、期間を限定することや待機児童のいる自治体に地域を限定する等、保育全体の質が低下しないように「あくまで緊急的」に特例対応としていくことが重要ではないかと考える。

(中長期的な対策について)

○併せて、中長期的な対策として、保育士等の更なる処遇改善を早急に進めると共にキャリアアップの具体的な体制づくりを国が主導して推進する等、処遇向上と保育・子育て支援全体の質的な改善に繋がる人材確保推進をよりスピードアップすることが肝要である。